

様式第4号（第5条関係）

一般廃棄物（ごみ）処理業許可証

平成31年3月1日

住 所 久留米市御井旗崎二丁目24番33号

氏 名 株式会社大和総業
代表取締役 古村 天

うきは市長 高木 典雄

平成31年2月25日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、うきは市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び同条例施行規則第5条の規定により下記のとおり許可し、許可証を交付します。

記

許 可 番 号	30う生環第673号
許 可 期 限	平成31年4月1日～平成33年3月31日
業 種	収集・運搬
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ）
事 業 の 範 囲	事業系ごみの収集運搬業務
処理を行う区域	うきは市内
許 可 の 条 件	1. 廃棄物の飛散及び流出、並びに悪臭が漏れないような手段を講ずること。 2. 許可証は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、うきは市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則を遵守すること。 4. 運搬車及び車庫は常に清潔を保持すること。 5. 別紙「事業系一般廃棄物搬入実績報告書」を翌月の10日までにうきは久留米環境施設組合に提出すること。